

第 61 号	関西圏大学非常勤講師組合	2019年10月13日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町7 丁目 1-39-102 大私教気付

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1. 組合学習会の案内 p.1 | 2. 福井県立大学でコマ上限を撤廃 p.2 |
| 3. 阪南大学が任期法適用者も5年で無期転換 p.2 | 4. 立命館大学と紛争解決で合意 p.3 |
| 5. 松山大学と団体交渉 p.3 | 6. 京都産業大学と団体交渉 p.3~4 |

10月27日組合学習会のご案内 大学非正規教職員とハラスメント ～組合はどう向き合うか?～

毎年当組合に寄せられる労働相談のうち、一定数を占めているのがハラスメント相談です。専任という立場を利用して、理不尽な減ゴマを行ったり習慣的に暴言を吐いたり高圧的な態度を取るなど、非正規の教職員を苦しめるハラスメント事案は後を絶ちません。

同時に、非常勤講師や組合員同士のハラスメントといった事態も発生することがあります。

このように、私たちは被害者にも加害者にもなってしまう可能性を秘めているのです。

それでは、万一被害者になってしまったとき、どうすればいいのでしょうか。また、加害者にならないようにするにはどうすればい

いのでしょうか。

今年の学習会では、弁護士の鎌田幸夫さんをお招きしてハラスメント問題の現状と対策などについてお話を伺いたと思います。さらに、首都圏大学非常勤講師組合委員長の松村比奈子さんには組合内部でのハラスメント事案の取り組みについてお話いただく予定にしています。組合活動や法律に詳しくない方にも分かりやすく説明したいと思います。多数の非常勤講師や非常勤職員、そして専任教職員のご参加をお願いします。もちろん組合員でない方もお気軽にご参加ください。

(文責：浦木)

日時:10月27日(日)1時30分～4時30分

参加費:無料

会場:大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)5階セミナー室2

アクセス:京阪「天満橋」駅、Osaka Metro(旧大阪市営地下鉄)谷町線「天満橋」駅 ①番

出入口から東へ約350m

【ゲスト・スピーカー】 弁護士 鎌田幸夫さん(北大阪総合法律事務所)

首都圏大学非常勤講師組合委員長 松村比奈子さん

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ
電話：06-6763-3201(江尻) 月の午後 メール：sodan@hijokin.org(随時)

福井県立大学でコマ上限を撤廃

福井県立大学の語学担当のAさんは、昨年10月初旬に専任教員からメールがあり、「非常勤講師一人当たりの外国語学担当のコマ数を今後、半期4コマに制限する、本格的には再来年以降に少しずつ適用していく。これは語学に限ったことでなく、本学の非常勤講師全体に対する措置です。」と連絡がありました。ところが、その後、これは再来年ではなく今年度の2019年度から適用されると別の専任教員から通告され、今年から減ゴマになりました。

Aさんは、組合に相談し、組合は、制度変更によるものであっても減ゴマは実質的な労働条件の引き下げに当たり、労働契約法9条の「使用者は労働者と合意することなく、・・・労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。」に当たるとして大学に回答要求書を送りま

した。Aさんら組合員も福井労働局にも行って聞いたところ、同労働局からも、「制度変更による減ゴマは賃下げにあたることから文書による同意書が必要で一方的な通達は労働契約法に反する疑いがある」との見解を得ました。

組合は6月18日に回答要求書を同大学に送りましたが、大学からの回答がなかなか来なかったため8月8日に団体交渉の申し入れをおこないました。その後、大学から組合の団交担当者に直接電話があり、Aさんの件で大学が当該にメールなどで連絡するだけで本人に会って十分な説明をせず一方的な減ゴマをおこなったことは申し訳ない、次年度のコマについては元の5コマに戻すと回答がありました。大学と組合はこの問題で8月30日に「確認書」を交わしました。

(文責・江尻)

阪南大学、「任期法」適用者であっても5年での無期転換を認める

阪南大学では、2018年度から労働契約法18条に基づく5年での無期契約への転換を実施していました。ところが、今年に入って、大学の教職員組合から非常勤講師に「任期法」を適用する「就業規則」の変更を行おうとしていると連絡がありました。組合は団体交渉を申し入れ8月7日に団体交渉をおこないました。

大学側は、非常勤講師に「任期法」を適用するのは、次年度の新規採用者からで、既に勤務している非常勤講師には「任期法」は適用しない、これまで通り5年で無期契約に転

換されると回答しました。

組合は次年度から採用される非常勤講師に「任期法」を適用されれば、無期転換権が10年に延ばされるのかと追及すると、大学側は「任期法」が適用されても労働契約法18条の「特例」を適用しないので、他の非常勤講師と同様に5年で無期転換になると回答しました。組合は、「特例」を使わないのになぜ非常勤講師に「任期法」を適用するのかと追及しましたが大学から明確な回答はありませんでした。「任期法」を適用しても5年で無期転換を認めるという大学の事

例があることは他大学との団体交渉に生かせると思います。(文責・江尻)

授業委嘱問題、立命館大学と合意成立

2018年度の授業委嘱をめぐる問題(授業担当講師)につき、この度、当組合と関西非正規等労働組合ユニオンぼちぼちは、解決に向けて、学校法人立命館と合意いたしました。

問題解決に向けてご尽力くださった関係者の皆様にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。(文責・長澤)

松山大学、パワハラは認めず。 しかし、公正なコマ配分を約束・実行

韓国語の非常勤講師4名が「19年度の減コマ・雇止めはA専任のパワハラによるものである」と訴えていた件で、組合は9月に2回目の団交を行ないました(第60号で経過報告)。

結局、パワハラは認めなかったものの、今後、このようなトラブルを避けるために、担当部会の責任でコマ配分を決め(専任が独断でコマ配分できない)、さらに教務委員会の点検をへて正式に決定することとなりました。その際、今年度のように、極端なコマ配分にならないように努力することが約束されました。

また、授業のやり方についてもA専任の独断では何もできないようにする、そのためにマニュアルを作成し、それをシラバスにも明記することになりました。

今年度はA専任の独断で非常勤講師を2名採用し、かれらに大量のコマを配分したため、従来からの非常勤講師のコマ数が大幅に減らされました。さらに、来年度は新規の専任を一人採用する予定であることがすでに決まっているため、非常勤講師へのコマ配分はかなり厳しいものとなることは当初からわかっていました。

団交後、来年度のコマ配分予定表が当該たちに送られてきました。当該たちの希望通りのコマ回復とはいきませんでした。公正なコマ配分になっていました。

パワハラを認定しないという不十分さは残りましたが、学内の良識ある方々のご尽力もあり、少しは風通しの良い大学になったように思います。(文責 長澤)

9月25日京都産業大学共同団交報告

2018年2月27日第1回、2019年1月16日第2回に続き、京都産業大学と9月25日に第3回交渉を行いました。今回は教職員組合との共同団交で、関西圏組合からは江尻書記長と新屋敷が参加しました。前回団交で組合が提案した、2018年以前からの非常勤の5

年無期転換を大学が「経過措置」として認め、今回は新規非常勤講師の5年無期転換と、非常勤講師評価制度を無期転換の条件にしないことが焦点でした。大学は、新規に5年無期転換は認めない、評価制度は契約更新の判断材料のひとつなので無期転換の条件にな

る、との回答でした。組合は、同じ非常勤講師の間で労働条件に不平等が出る弊害を指摘しました。更に、新規非常勤講師は10年契約更新上限のため、11年目の雇用を希望する場合は10年無期転換をしなければ雇い止めになるので、無期転換権を行使しない権利が奪われるという制度設計の欠陥を指摘した上で、専任のごく一部にしか任期付きがない一方で非常勤は全員任期付きというのは、任期法の「労働契約法の特例」の法の趣旨

に反することを説明しました。教職員組合は「経過措置」の意味を問い質し、また、評価制度の自己点検用の「振り返りシート」が専業非常勤の間で疑心暗鬼を生み、外国語学等の非常勤講師の委嘱に支障をきたしていることを指摘しました。大学は新規非常勤講師にも希望者には5年無期転換を認めることを検討すると回答しました。今年度中に回答するとのことでした。（文責：新屋敷）

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所 (—)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円/年 (年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年 (3口以上の協力をお願いします)

